

公益財団法人 エフテック奨学財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人エフテック奨学財団（以下「この法人」という。）定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることにより、この法人の適正かつ円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語については、次のとおり定義する。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に対しては、常勤役員俸給表（別表）に基づき定例役員報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、非常勤役員等に対しては、非常勤役員等俸給表（別表）に基づき理事会及び評議員会などの出席の都度、日当を支給することができる。
- 3 役員等に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、社会通念上、妥当な範囲において別に定める謝金に関する規程に基づき、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 役員等の退職に当たっては、退職慰労金は支給しない。

(報酬等の支給の時期)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給の方法)

- 第5条 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に直接支給、または本人の指定する本人名義の口座に振り込み支給する。

(費用)

- 第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

- 第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(細則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な細則は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- この規程は、平成28年6月29日から施行する。
この規程は、平成28年11月10日から改訂実施する。

(別表)

<常勤役員俸給表(月額)>

役員	理事	監事
金額(月額)	60,000円	55,000円

※常勤とは週2日(16時間/週)以上の勤務を目安とする。

<非常勤役員等俸給表(日当)>

役員等	評議員	理事	監事
金額(日当)	15,000円	15,000円	15,000円

※評議員会・理事会などへ出席された場合に、1回につき上記日当を支給する。この財団の当初事業規模が大幅に増減したときには、状況に応じて評議員の決議をもって報酬日当を変更するものとする。